

令和8年7月30日

分任契約担当官陸上自衛隊
北海道補給処足寄弾薬支処
会計科長 村 本 健

北海道補給処足寄弾薬支処におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入(履行) 場所	納 期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積り合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備 考
21	施設器材借上げ	足寄分屯地	8.11.30	8.7.30	8.8.19 2400	8.8.20 1000	全省庁統一資格 は問わない	仕様書、調達要領指定 書、見積書
22	油分離槽清掃役務	足寄分屯地	8.12.25	8.7.30	8.8.19 2400	8.8.20 1000	全省庁統一資格 は問わない	仕様書、調達要領指定 書、見積書

※No.22は見積書及び産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関する許可書を提出してください。

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒089-3725

北海道足寄郡足寄町平和173番地

陸上自衛隊足寄分屯地 足寄弾薬支処会計科 担当：鎌塚

TEL：0156-25-5811（内線）347 （自動音声の場合内線347#を押してください。）

FAX：0156-25-5811（内線）348

※FAX送信の方は0156-25-5811をダイヤルし、ポーズを10回入力し、接続先FAX番号348を入力しておかけ下さい。

その他のお問い合わせは、211を押すか、そのまましばらくお待ちください。FAXが繋がらない場合はメールでも可能です。

メールで送信の際は、電話にて受信の確認をしてください。

fin-asyoro-nadep@inet.gsdf.mod.go.jp

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
施設器材借上げ	2 0 2 6 E - 2 4		
	防衛大臣承認	令和 年 月 日	
	作 成	令和 8 年 7 月 2 8 日	
	変 更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	足寄弾薬支処総務科営繕班	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、足寄弾薬支処において借上げる施設器材（以下、“器材”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用するGLT-CG-Z000001（陸上自衛隊装備品一般共通仕様書）は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積り書の提出時における最新版とする。

2 借上げに関する要求

2.1 一般的要求事項

器材の品目・仕様・台数及び搬入・返納に係る運搬要領、借上げ期間については調達要領指定書によって指定する。

2.2 管理条件

2.2.1 燃料の取扱い

器材に係る燃料の取扱いについては調達要領指定書によって指定する。

2.2.2 故障時の処置

借上げ期間中に故障が発生した場合、その故障の原因が整備不良によるもの等、受注者による器材の取扱いに起因する場合は、受注者が速やかに復旧の処置を講ずるものとする。尚、速やかな復旧が困難な場合は、同等品と代替するものとする。

3 品質保証

品質保証の検査は、GLT-CG-Z000001の3.2.2による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する。

4.2 付属品

付属品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製造会社の図面及び使用による社内規格に定められた標準品(取扱説明書を除く。)とする。

4.3 使用書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、**GLT-CG-Z000001**の**8.3**による。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	6 3 7 9 1 A E 1 0 0 6
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 7 月 2 8 日
	作 成 部 課	足寄弾薬支処総務科営繕班
	作 成 年 月 日	令和 8 年 7 月 2 8 日
	仕 様 書 番 号	2 0 2 6 E - 2 4
指 定 事 項		
1 借上げ品目 高所作業車(オペ無し) 2 借上げ器材の仕様 2.1 走行装置 トラック式とする。 2.2 作業装置 アウトリガの構造は問わないものとする。 2.3 作業床装置 作業床の種類はバケット・バスケットいずれかとし、作業床最大地上高は20m以上27m未満の範囲において、受注者が取扱う高所作業車の中で最小の高さとする。 2.4 作業床支持装置 ブーム装置の種類は伸縮型とする。 2.5 安全装置 過積載規制装置・アウトリガインターロック装置・非常用ポンプ・緊急停止装置・作業範囲規制装置・起伏速度規制装置・旋回速度規制装置が備えられているものとする。 2.6 車両総重量 5t以上8t未満とし、中型免許で取り扱えるものとする。 2.7 燃種 軽油とする。 3 借上げ台数 1台 4 運搬要領 発注者が受注者の指定する引渡場所へ赴き自ら搬入場所まで運搬し、返納に際しても発注者自ら引渡場所まで運搬するものとする。		

5 燃料の取扱い

受注者は、器材に燃料を満載した状態で貸し出すものとし、発注者は、借り受け後に消費した分の燃料を補給して返納する。但し、運搬に係る消費分は考慮しないものとする。

6 借り受け範囲

受注者の指定する引渡及び返納場所は、遠方過ぎると運搬要領上支障をきたすため、国土地理院地図を参照に足寄分屯地を起点とした半径60km圏内にあるものとする。

7 借上げ予定期間及び借上げ日数

7.1 予定期間

契約締結日から令和8年11月30日（月）の間とする。

7.2 借上げ日数

予定期間内の7日間とし、細部日程は別途調整とする。

8 補償制度への加入

借り上げる高所作業車は、発注者の故意・重大な過失・法令違反(無資格等含)その他、一般的な補償対象外事例以外の原因により、財物・人身に損害・傷害等を与えた場合にそれらを補償出来る制度に加入しているものとする。

見 積 書

件名リスト一連番号	21
-----------	----

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
施設器材借上げ	仕様書のとおり	DY	7		
	以下余白				
納入（履行） 場所	足寄分屯地		納期 （履行期限）		8. 11. 30
契約保証金	（免除）	入札（見積）書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊北海道補給処足寄弾薬支処

会計科長 小 太 刀 顧 報 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

(注) 押印を省略する場合には、担当者氏名及び連絡先を記入すること。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
油分離槽清掃役務	2 0 2 6 E - 2 3		
	防衛大臣承認	令和 年 月 日	
	作 成	令和 8 年 7 月 2 8 日	
	変 更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	足寄弾薬支処総務科営繕班	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊足寄弾薬分屯地において実施する油分離槽清掃役務（以下“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語の定義は、次によるほか、国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下，“法”という。）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

受注者は、役務の実施にあたり、本仕様書に規定する他、関係法令等を遵守し、役務の円滑なる進行を図るとともに、関係法令の運用、適用は受注者の負担と責において行わなければならない。

2.2 役務実施場所

役務の実施場所は、北海道足寄郡足寄町平和173番地陸上自衛隊足寄分屯地構内整備工場とする。細部については図1に示す。

2.3 役務実施期間等

- 本役務は契約が締結された日以降、令和8年12月25日までの間とし、作業実施日については凍結による作業への障害を避けるため11月初旬までに実施するものとする。
- 本役務は、工期期間中の日曜日、土曜日、祝祭日を作業不能日とする。
- 作業実施時間は午前8時15分から午後5時までの間とする。
- 役務の期間を除き相当の理由により変更がある場合は監督官と協議するものとする

2.4 役務作業実施内容

作業内容は次による。

- a) 油分離槽内及び雨水桝の油分を含む汚水及び汚泥を全て汲み取る。
- b) 高圧洗浄機により、配管・壁面及び仕切板を洗浄する。
- c) 洗浄後に槽内の洗浄水を汲み取る。
- d) 監督官による槽内確認を受け、槽内に水張りを行う。
- e) 作業当日中に、廃棄物を役務実施場所から搬出する。
- f) 廃棄物を処理場又は処分受託者にて最終処分する。

2.5 産業廃棄物の処理

- a) 本役務の実施により発生する産業廃棄物の処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律昭和45年法律第137号)に基づいて適正に処分するものとする。
- b) 本役務の実施により発生する産業廃棄物の処分は、表1のとおり見込んでいる。
なお、現場から受け入れ場所までの運搬距離、受け入れ費用及び発生概数量については監督官と協議の上、清算するものとする。

表1－参考資料

産業廃棄物の種別	汚泥
現場からの運搬距離 (km)	9 0 km
受入れ時間帯	0 8 3 0 ～ 1 6 3 0
発生概数量 (汲取り水・洗浄水を含む)	6 0 0 k g
産業廃棄物処理料 (円／k g)	汚泥 2 5 円
仮置き等の条件	監督官の指示による。
提出書類等 (マニフェスト)	監督官に提出

- c) 本役務契約後、明らかになったやむを得ない事情により上記によりがたい場合は、監督官と協議するものとする。

2.6 油分離槽の仕様等

油分離槽の仕様等については図2で示す。

3 提出書類等

3.1 提出書類

役務実施に先立ち、役務開始届、現場代理人届、役務工程表を作成し監督官へ提出するとともに、役務終了後に役務完了届を監督官へ提出するものとする。

3.2 役務写真

役務作業における写真の撮影は、監督官立会いのもと実施するものとし、主要な作業段階及び監督官が指示する場所を撮影し、A4－S版に整理の上、監督官へ提出する。

3.3 産業廃棄物管理票

産業廃棄物管理票は、発注者が交付するB2・D・E票とし、産業廃棄物の各段階ごとの処理終了後、速やかに監督官へ提出するものとする。

4 品質保証

監督及び検査は、発注者が定める監督・検査実施要領によるほか、受注者は廃棄物の最終処分終了後、産業廃棄物管理票（E票）を監督官へ提出し、監督官及び検査官の確認をもって役務完了とする。

5 秘密保全

秘密保全は、次による。

- a) 受注者は、この契約の履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは、発注者の承認なく行ってはならない。また、この契約終了後も、同様とする。
- b) 受注者は、発注者の施設内において無許可の撮影をしてはならない。また、役務写真は提出用に整理後、受注者の責任において、デジタルカメラを使用の場合は保存データを確実に削除するものとし、フィルムカメラを使用の場合は原版（ネガフィルム）を監督官へ提出するものとする。
- c) 受注者は、監督官から貸与された仕様書、図面を本役務関係者以外に貸出、複写、閲覧をさせてはならない。
- d) 発注者の施設などへの立入りなどは、それぞれの立入許可権者の定める要領による。

6 安全管理

本役務中の安全管理は、遺漏なく行い各種事故防止を図るとともに、事故等の発生においては、受注者の責任において処置し、速やかに監督官に報告するものとする。

7 補償

- a) 本役務の実施中、受注者の行った作業が原因により既存の施設等を破損させた場合、監督官に報告するとともに、受注者の責任において速やかに原状回復させるものとする。
- b) 本役務後に機能不良となり、その原因が受注者の責に帰すべき理由によるものと認められた場合は、受注者の責任において原状回復させるものとする。

8 環境保全

- a) 受注者は、役務実施にあたり、環境対策に係わる関係法令等を遵守のうえ、役務実施場所及びその周辺の環境保全に努めなければならない。
- b) 受注者は環境への影響が予見され又は発生した場合、最善の応急処置を講ずるとともに直ちに監督官に報告し、監督官の指示があればそれに従わなければならない。

9 その他

9.1 疑義

仕様書等の内容、又は役務実施上疑義を生じた場合には監督官と協議しなければならない。ただし、軽微なものについては監督官等の指示に従うものとする。

9.2 使用資器材等

本役務で使用する資器材及び水・電力はすべて受注者が準備するものとする。

9.3 規則の遵守

受注者は自衛隊側の規則等に従うものとする

図 1 ー 役務実施場所詳細図

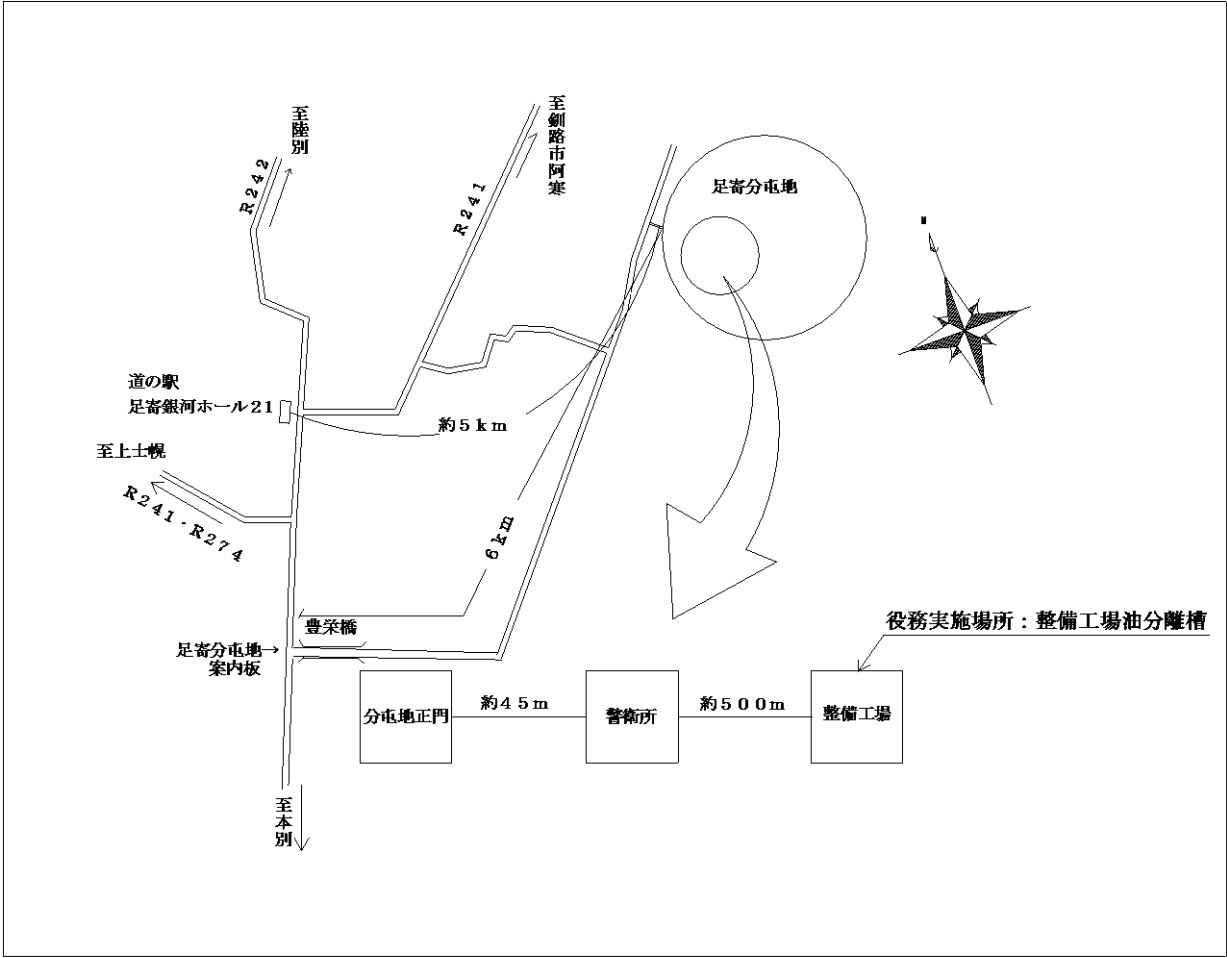
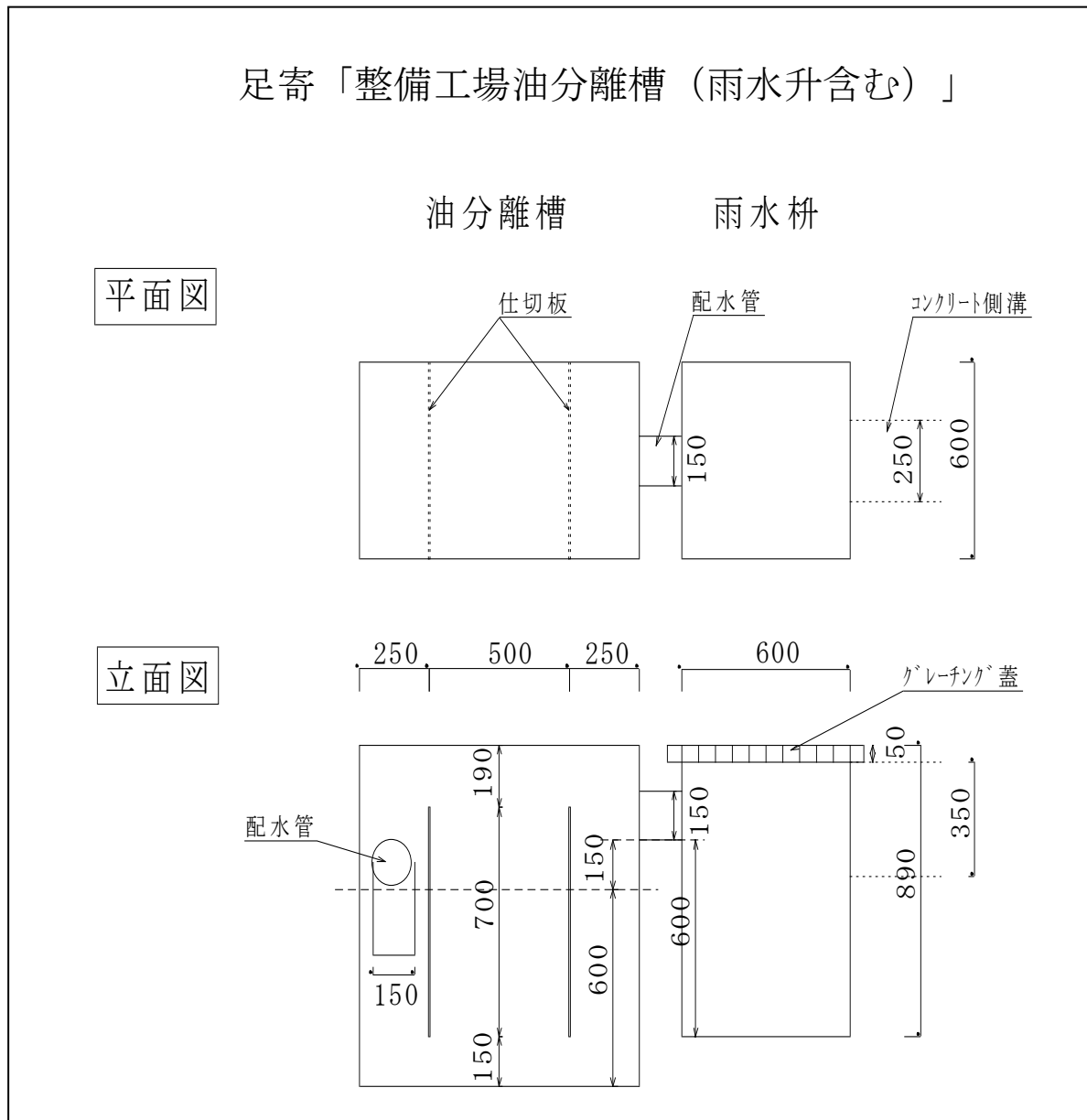


図 2 - 油分離槽詳細図



油分離槽容量：0. 3 6 0 m³

雨水升容量：0. 2 1 6 m³

見 積 書

件名リスト一連番号	22
-----------	----

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
油分離槽清掃役務	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納 入 (履 行) 場 所	足寄分屯地		納 期 (履行期限)	8.12.25	
契 約 保 証 金	(免 除)	入札(見積)書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊北海道補給処足寄弾薬支処

会計科長 小 太 刀 顧 報 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

(注) 押印を省略する場合には、担当者氏名及び連絡先を記入すること。